

---

# 農林水産省

---

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・施設整備を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めるため、液肥散布車の導入やバイオ液肥の散布実証のための取組を支援する。

＜事業の内容＞

1. 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、

- ① 事業化の推進（事業性の評価、調査、設計）
  - ② バイオマス利活用施設整備
  - ③ 効果促進対策
- を支援する。

2. バイオ液肥散布車の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援する。

3. バイオ液肥の利用促進

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布する（散布実証）。
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥を肥料として利用した際の効果を検証する（肥効分析）。
- ③ 検証の結果を整理し、普及啓発資料や研修会などを用いて、地域農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用範囲を拡大する（普及啓発）。

＜事業イメージ＞

事業化の推進（調査・設計）（交付率1/2以内）



効果促進対策（交付率定額）



バイオ液肥の利用促進（交付率定額）



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、環境負荷軽減の技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGsに対応し、環境負荷軽減と収益性向上を両立したモデル産地を育成する取組を支援します。

＜事業の内容＞

○ SDGs対応型産地づくり支援

SDGsに対応した、抜本的な環境負荷軽減と収益性向上を両立したモデル産地を育成するため、SDGs対応に向けた検討会の開催や、省エネ機器設備・資材等の新技術導入と実証、環境影響評価等に対して支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



環境負荷軽減の技術を活用した、  
持続可能な施設園芸への転換を促進

## <対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、スマート農業技術を活用して、持続性の高い生産基盤の構築を目指すスマート農業産地の取組を支援します。

## <事業の内容>

実用化段階にあるスマート農業技術を活用して、労働力不足等の産地が抱える課題を解決しつつ、環境負荷の低減など持続性の高い生産基盤の構築を目指す、機械導入等と一体的に行うスマート農業産地の取組を支援します。

### ① 推進会議の開催

事業実施計画の具体化、事業の進捗管理、事業成果のとりまとめ 等

### ② スマート農業技術の実証

「スマート農業技術の導入による技術・経営面への効果」及び「環境負荷低減への効果」を明らかにするための実証

### ③ 実証成果等の普及・情報発信

ア 実証で得られた成果を普及するための標準手順書の策定

イ 研修等の開催、技術指導の実施

ウ 標準手順書の概要や事業成果をまとめた動画等を用いたの情報発信

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 持続性の高い生産基盤の構築に向けた課題

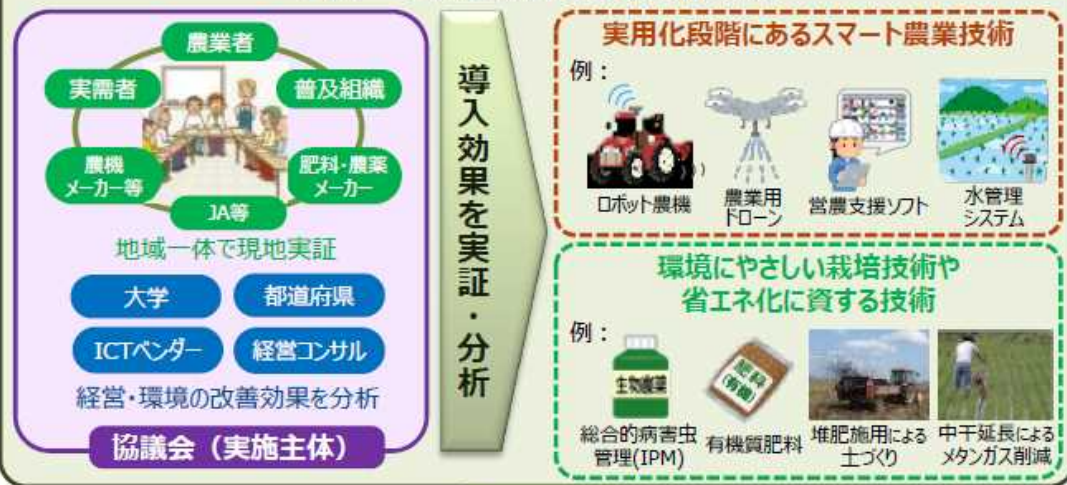
#### ●産地が抱える課題

現場の労働力不足の解消  
収量・品質の向上、等

#### ●環境負荷の低減

化学農業・化学肥料の低減  
有機農業の拡大、CO<sub>2</sub>排出削減、等

## スマート農業産地の展開支援



## 持続性の高い生産基盤の構築

【お問い合わせ先】

農産局技術普及課 (03-6744-2218)

<対策のポイント>

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援し、有機農業推進のモデル的先進地区を創出します。

<事業の内容>

1. 先進地区創出に向けた取組試行

有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村等において、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、

- ① 構想の聴取（農業者、事業者、住民、専門家等からの意見の聴取等）
- ② 試行的な取組の実施（団地化、集出荷体制の構築、学校給食での利用、量販店での有機コーナー設置、地場での加工品製造等）
- ③ 実施計画の取りまとめ等を支援。

2. 推進体制構築支援

実施計画に基づく、生産から消費まで一貫した地域ぐるみの取組の継続的な実施に向け、

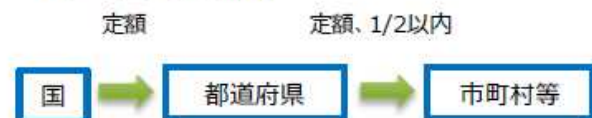
- ① 推進体制が整うまでの暫定段階の取り組み
- ② 農業者、事業者、地域内外の住民等の関与する推進体制づくり等を支援。

★民間資金の活用を行う場合は支援期間を延長

（関連事業）先進事例の共有

各地の取組を発信し横展開を促す会議等の開催を支援。  
 （有機農業推進総合対策事業のうち産地間・自治体間連携促進事業において実施）

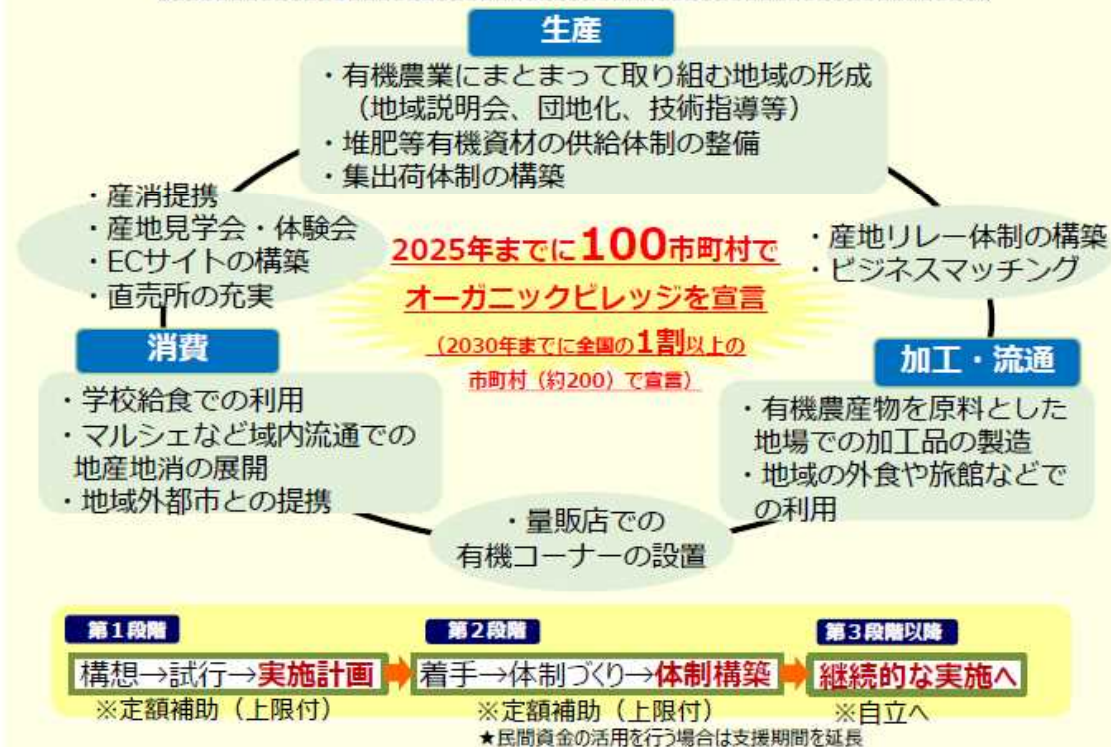
<1、2の事業の流れ>



<事業イメージ>

市町村主導での取組を推進

有機農業の生産から消費まで一貫した取組  
 農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ取組  
 物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 03-6744-2114

＜対策のポイント＞

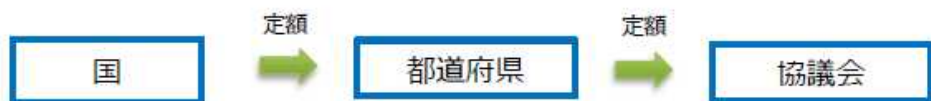
みどりの食料システム戦略の実現に向けて、それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

＜事業の内容＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、農業における温室効果ガスの排出量削減を推進するため、農業者、実需者、農薬・肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、農業協同組合、普及組織等の地域の関係者が参画する協議会を組織し、グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組の検討を支援します。

- ① 総合的病害虫管理や生分解性マルチの利用、プラスチックによる環境影響の低減など、環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する先端技術等について、産地に適した技術の検証
- ② グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの検討や、産地内への普及に向けた5年後の産地戦略（ロードマップ）の策定
- ③ 産地で策定した栽培マニュアルや産地戦略について、他産地や農業協同組合、地方銀行などの関係機関に広く情報発信（パンフレット・動画の作成、セミナーの開催等）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- 産地内の農業者や実需者等の関係者が参画する協議会を組織



- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



- 成果の普及



【お問い合わせ先】 農産局技術普及課 (03-6744-2218)

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための**営農型太陽光発電のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援します。**

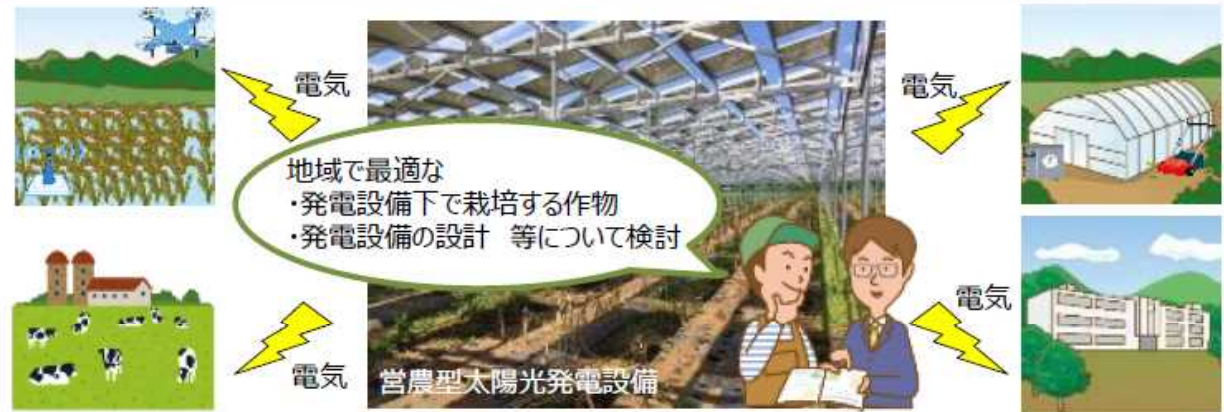
＜事業の内容＞

**1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援**

地域循環型エネルギーシステムの構築に向け、

- ①営農型太陽光発電設備下においても収益性を確保可能な作物や栽培体系、地域で最も効果的な設備の設計（遮光率や強度等）や設置場所の検討を支援します。
- ②検討の結果、最適化された営農型太陽光発電設備の導入実証を支援します。

＜事業イメージ＞



**2. 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援**

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、

- ・既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査
- ・前処理工程に関する調査
- ・収集・運搬方法に関する事例収集、分析
- ・炉への影響に関する検証
- ・混合利用による効果の検証

等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

定額、1/2以内



未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

【お問い合わせ先】大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6744-1507)

＜対策のポイント＞

地域資源を活用した再生可能エネルギー導入による、検討開始から再エネ発電の実施までの各段階における課題解決のため、**農林漁業者や市町村からの問い合わせに対してワンストップによる体制で現場のニーズに応じた専門家の派遣等やバイオマス産業都市等におけるバイオマス利活用の促進、普及に向け情報発信ツールの整備等**を支援します。

＜事業の内容＞

専門家によるワンストップ対応型

1. 専門家によるワンストップ対応型

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、**検討開始から事業実施までの各段階における課題解決のため、農林漁業者や市町村からの問い合わせをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じた専門家による相談対応、研修会の開催、現地への派遣等の取組について支援**をします。



2. 先進事例の情報普及型

バイオマス産業都市等におけるバイオマス利活用構想の先進事例について、**LCAを考慮したCO2排出・削減量を見える化するための調査、構想策定の手引き作成、情報発信ツールの整備構築等**について支援します。

先進事例の情報普及型

CO2削減効果の高い施設を調査し、バイオマス産業都市におけるCO2削減効果の高い取組を促進



CO2削減効果の算定手法の手引き作成、CO2削減効果をデータベース化



脱炭素化を目指す地域へ情報の見える化

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）



＜対策のポイント＞

有機農業の拡大にむけた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、農業者等による現場の先進的な取組の横展開による有機農産物の安定供給体制の構築、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた事業者と連携して行う需要喚起等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 人材育成

○ 有機農業新規参入者技術習得等支援事業

ア 新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査を受講・受検する取組や品目別の有機栽培技術の講習会の開催を支援します。

イ 新たに有機農業に取り組む農業者が営農しやすい環境を整備するため、協議会等が、複数の耕作放棄地等をまとめて有機JASほ場に転換する試行的取組を支援します。

（関連事業）みどりの食料システム戦略推進交付金① 有機農業指導員の育成・確保等を支援

2. 安定供給体制構築

○ 有機農産物安定供給体制構築事業

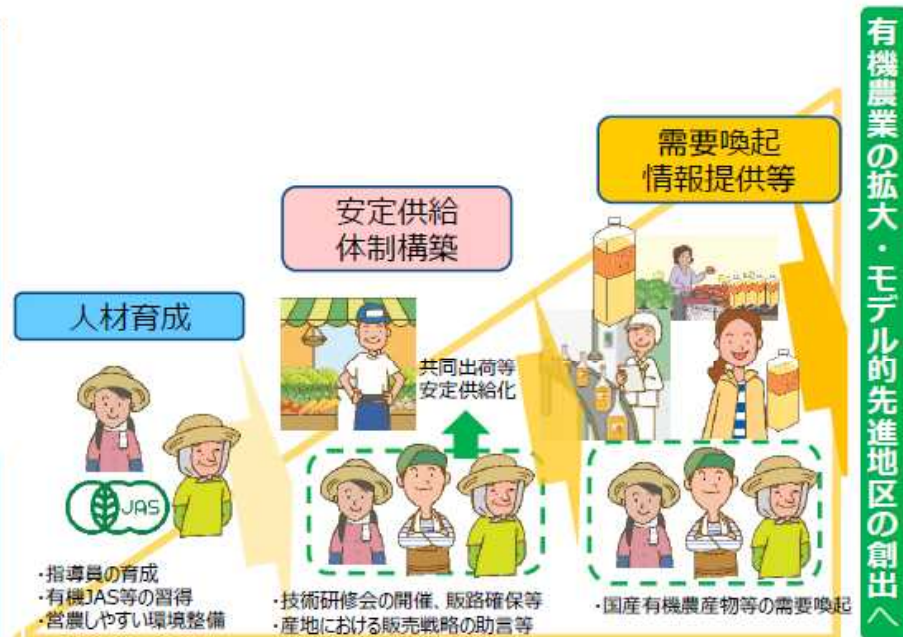
技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援するとともに、産地における販売戦略の助言等や雑草対策や流通の効率化などの技術課題の実証、産地や自治体間の連携を促す取組を支援し、有機農産物の安定供給体制の構築を推進します。

3. バリューチェーン構築

○ 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業

国産有機農産物を取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要の喚起の取組を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

＜対策のポイント＞

新たに有機農業に取り組む農業者が、国際水準の有機農業に関する技術的基準等を習得するため、**有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）**を受講・受検する取組や**品目別の有機栽培技術の講習会**の開催を支援します。  
また、これらの者が営農しやすい環境を整備するため、市町村等が、**複数の耕作放棄地等をまとめて有機JASほ場に転換する試行的取組**を支援します。

＜事業の内容＞

**1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業**

新たに有機農業に取り組む農業者の有機JAS認証の早期取得を促すため、**有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）**を受講・受検する取組を支援するとともに、**品目別の有機栽培技術の講習会**の開催を支援します。

**2. 有機農地集約化試行支援事業**

新たに有機農業に取り組む農業者が営農しやすい環境を整備するため、協議会等が、**複数の耕作放棄地等をまとめて簡易的な整備やほ場管理を行い、有機JASほ場に転換する試行的取組**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

**1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業**

技術の習得支援



**2. 有機農地集約化試行支援事業**

農地の確保に向けた支援

複数の耕作放棄地等をまとめて、有機JASほ場に転換する取組を支援

イメージ1 耕作放棄地を有機JASほ場に転換することで、地域の再生に！



イメージ2 有機農業の農地をまとめることにより、必要な緩衝帯を削減。



【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

# 有機農産物安定供給体制構築事業

【令和4年度予算概算決定額 837（-）百万円の内数】

## <対策のポイント>

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援するとともに、産地における販売戦略の助言等や雑草対策や流通の効率化などの技術課題の実証、産地や自治体間の連携を促す取組を支援し、有機農産物の安定供給体制の構築を推進します。

## <事業の内容>

### 1.オーガニック産地育成事業

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、

- ① 栽培や経営に関する技術研修会の開催等
- ② 産地への実需者の招へいや学校給食関係者との打合せ等を含む新たな販路確保に向けた取組
- ③ 生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援します。

### 2.全国推進事業

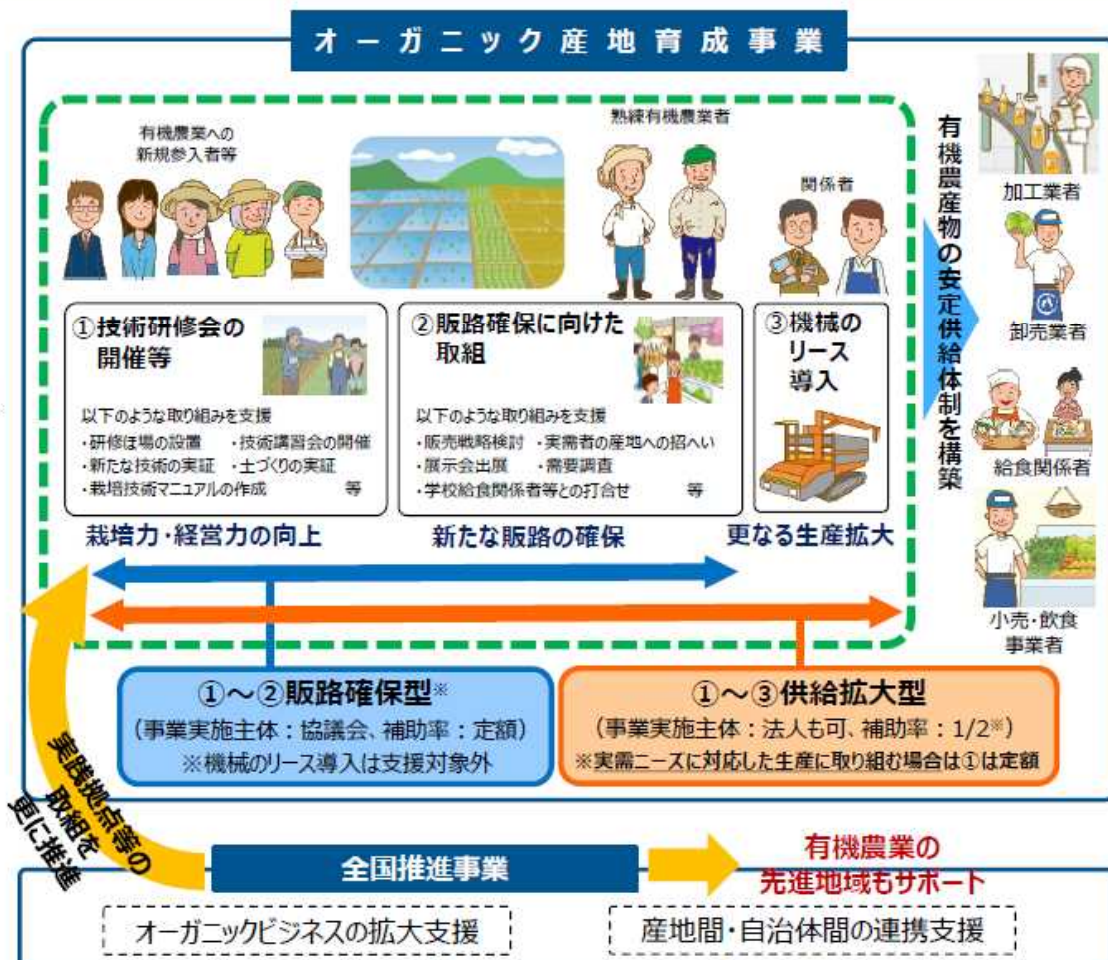
以下の取組を支援し、有機農産物の安定供給体制の構築を更に推進します。

- ① オーガニックビジネス拡大支援事業  
産地における販売戦略の企画・提案・助言を行うオーガニックプロデューサーの派遣等の取組を支援。
- ② 産地間・自治体間連携支援事業  
雑草対策や流通の効率化などの生産・流通技術課題への対応実証及び産地や自治体間（モデル的先進地区を含む）の連携を促す取組を支援。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



<対策のポイント>

国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これらを取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要を喚起の取組を支援します。

<事業の内容>

**1. 国産有機サポーターズ活動推進事業**

国産の有機食品に対する消費者のニーズを喚起するため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う、事業者への啓発や取組事例集作成等の取組を支援します。

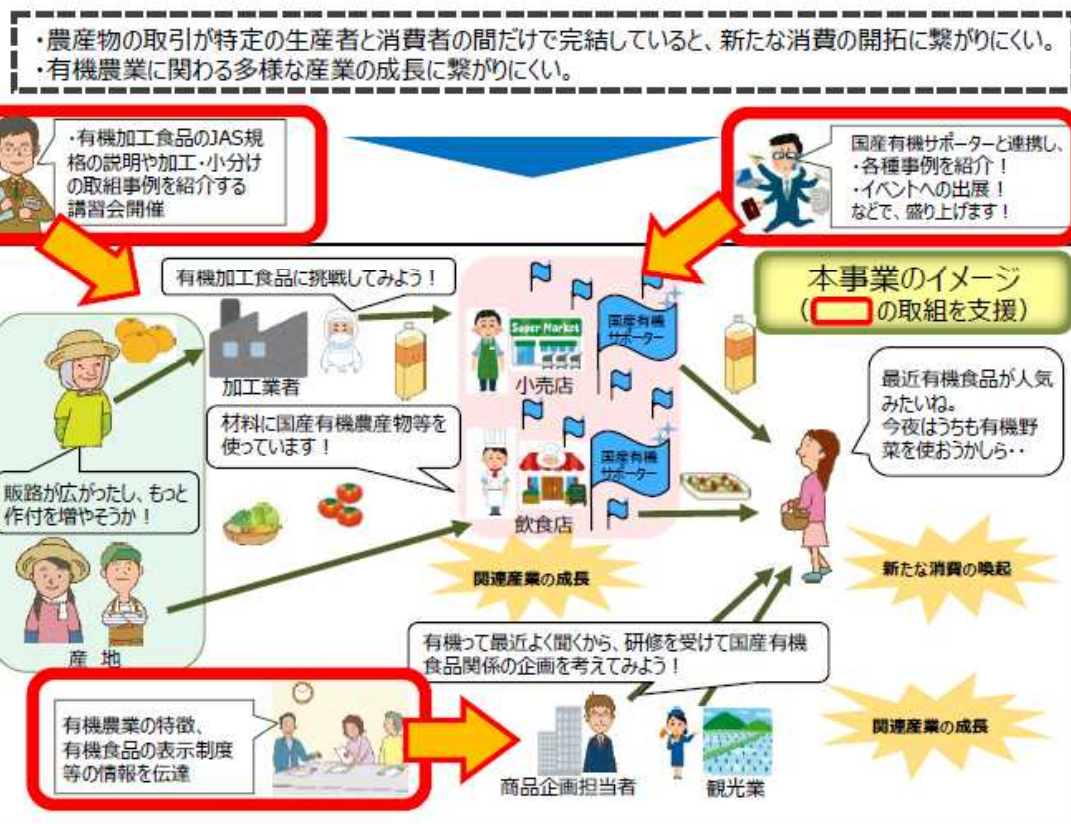
**2. 国産有機加工食品バリューチェーン構築推進事業**

国産有機農産物の加工需要を拡げるため、有機加工食品のJAS規格の説明や加工・小分け等の事例を紹介する講習会の開催等を支援します。

**3. 実需者等理解増進活動支援事業**

事業者からの情報発信を通じ有機農業に対する消費者等の理解を促すため、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や有機食品、表示制度等の研修等を行う取組を支援します。

<事業イメージ>



・農産物の取引が特定の生産者と消費者の間だけで完結していると、新たな消費の開拓に繋がりにくい。  
 ・有機農業に関わる多様な産業の成長に繋がりにくい。

・有機加工食品のJAS規格の説明や加工・小分けの取組事例を紹介する講習会開催

国産有機サポーターと連携し、  
 ・各種事例を紹介！  
 ・イベントへの出展！  
 などで、盛り上げます！

本事業のイメージ  
 (〇)の取組を支援

最近有機食品が人気みたいだね。  
 今夜はうちも有機野菜を使おうかしら...

有機農業の特徴、有機食品の表示制度等の情報を伝達

・国産有機農産物等扱う事業者の取組喚起と理解増進  
 ・消費者需要や加工需要の増大

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

- みどりの食料システム戦略を踏まえ、将来にわたる食料の安定供給に向けて**持続的な水田農業の発展**を図っていくためには、**化石燃料に頼らない生産に転換**していく必要。
- そのため、生産段階から集出荷段階に至る**グリーン化をパッケージで進める**ため、生産者やメーカー等から成る**コンソーシアム**を構築し、生産段階における**栽培管理技術**および、**乾燥調製に係るグリーン化技術の確立**を支援します。

＜政策目標＞・農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現 [令和32年度まで]

＜事業の内容＞

○ **籾殻利用循環型生産技術体系実証**

温室効果ガス削減のため、バイオ炭（籾殻燃焼灰）を土づくりに使用した栽培管理と、化石燃料に代えて籾殻を熱源とする籾殻燃焼システムをセットとした循環型生産技術体系の実証を支援します。

＜事業イメージ＞

穀物乾燥施設での化石燃料の削減



地域で発生するもみ殻を穀物乾燥の熱源に利用した乾燥工程の省エネ化に資する技術体系を確立

バイオ炭の利用  
 (籾殻焼却灰)



更に燃焼により発生したバイオ炭（籾殻燃焼灰）の土づくりへの有効利用した循環型生産体系を確立

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 農産局穀物課 (03-6744-2010)

# 林業・木材産業成長産業化促進対策

【令和4年度予算概算決定額 7,510 (8,185) 百万円】  
 (令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数)

## <対策のポイント>

長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

## <政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (31百万m<sup>3</sup> [令和2年度] →42百万m<sup>3</sup> [令和12年度まで])

## <事業の内容>

### 1. 持続的林業確立対策

意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。

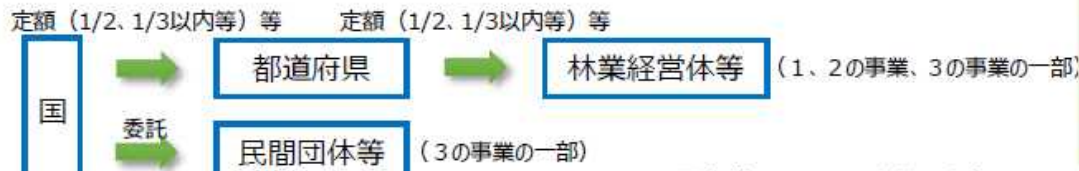
### 2. 木材産業等競争力強化対策

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う、輸入木材不足への対応として国産材の供給力強化に資する木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備を支援します。

### 3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

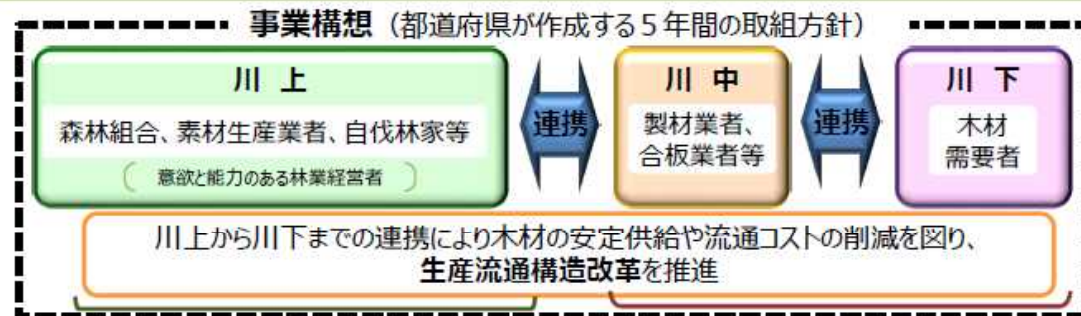
地域の川上から川下までの関係者が連携して、木材の安定供給や木材加工流通施設の整備等を進め、森林資源の循環利用や地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

## <事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

## <事業イメージ>



### 持続的林業確立対策

- 間伐材生産 (搬出間伐の推進)
- 資源高度利用型施業
- ・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
- 路網の整備・機能強化
- 高性能林業機械等の導入 (購入、リース)
- コンテナ苗生産基盤施設等の整備
- マーケティング力ある林業担い手の育成
- ・出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
- 森林整備地域活動支援対策
- ・施業の集約化に向けた境界の明確化
- 自立的経営活動推進
- ・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
- 山村地域の防災・減災対策
- 森林資源保全対策 (鳥獣害、病害虫対策等)

### 木材産業等競争力強化対策

- 木材加工流通施設等の整備
- ・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築 (改正木材利用促進法に基づく協定締結事業者や急な需要動向の変化に対応しうる供給力強化を図る施設整備を優先的に支援)
- 木質バイオマス利用促進施設の整備
- ・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援
- 特用林産振興施設等の整備
- ・地域経済で重要な役割を果たすきのこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援
- 木造公共建築物等の整備
- ・製材やCLT等の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援 (改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援)

### 林業成長産業化地域創出モデル事業

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2300)

<対策のポイント>

都市部における木材利用の強化等を図るため、**建築用木材の利用の実証**への支援や**大径材活用**に向けた**技術開発**等への支援、**製材**や**CLT (直交集成板)・LVL (単板積層材)**等の**建築物への利用環境整備**への支援を行います。あわせて、川上から川下までの**需給情報の共有**を図るとともに、**地域ごとの生産・流通**における課題を解決するための**独自の取組**を支援し、**建築用木材の安定的・効率的な供給体制**を強化します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (31百万m<sup>3</sup> [令和2年度] →42百万m<sup>3</sup> [令和12年度まで])

<事業の内容>

**1. 都市の木材利用促進総合対策事業** 376,382 (330,000) 千円

都市部における**建築用木材 (木質耐火部材等を含む)**の利用実証において、**改正木材利用促進法**に基づく**協定締結者**を優先的に支援します。また、**大径材活用**も踏まえた**地域材**による**設計合理化**等の**技術開発・普及**や**強度**等に優れた**建築用木材**の製造に係る**技術の開発・大学等と連携した普及**を支援します。さらに、川上から川下までが連携した顔の見える木材を使用した**構造材、内装材、家具・建具等の普及啓発**や、**製材工場等の品目のバリエーション**の充実に資する取組を支援します。

**2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業** 774,589 (721,273) 千円

CLT製造企業との**連携構築**のための**モデル的な建築実証メニュー**を追加し、CLTを用いた**先駆的な建築物の設計・建築**や**街づくり**等への実証を支援します。また、CLT等の**土木分野への利用**や**設計の容易化**、**製材やCLT等の品質確保**等に関する**技術開発**や**設計者の育成**等を支援します。さらに、**BIM**を活用した**設計、施工手法等の標準化**に向けて、**設計や資材調達**における課題の抽出等を行います。  
※ BIM(Building Information Modeling)…コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

**3. 建築用木材供給強化促進事業** 105,607 (―) 千円

引き続き**注視が必要な木材需給動向**に対応するため、川上から川下の事業者による**需給情報**等を共有する**連絡協議会**を中央・全国7地区で開催します。また、**建築用木材の安定的・効率的な供給体制**を強化するため、川上から川下までの**生産・流通**における**地域ごとの多様な課題**を解決していくための**独自の取組**を支援します。  
 また、**作業安全推進運動の全国的な展開**、**木材加工施設等導入の利子助成・リース**、**森林認証材の普及啓発**等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



マーケットインによる安定供給体制強化促進  
 【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

# 木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和4年度予算概算決定額 442 (506) 百万円】  
 (令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数、デジタル庁計上22百万円)

## <対策のポイント>

非住宅建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の推進等による木材需要の拡大を支援するとともに、国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供等を行います。

## <政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (31百万m<sup>3</sup> [令和2年度] →42百万m<sup>3</sup> [令和12年度まで])

## <事業の内容>

- 1. 非住宅建築物等木材利用促進事業** 96 (ー) 百万円  
 非住宅建築物の木質化による利用者の生産性向上等木の効果を実証する取組※、地域への専門家派遣等による技術的支援※等の取組を支援します。  
 ※ 改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援
- 2. 「地域内エコシステム」推進事業** 210 (240) 百万円  
 木質バイオマスの熱利用を行う「地域内エコシステム」の構築に向け、地域における合意形成、技術開発、技術面での相談・サポート等の取組を支援します。
- 3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 75 (ー) 百万円  
 産地協議会の設置や運営などによる地域による体制づくり、企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、海外で設計・施工を行う技術者の育成を支援します。
- 4. 「クリーンウッド」普及促進事業** 39 (51) 百万円  
 木材関連事業者の登録を推進するため、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。また、国別・地域別の合法伐採木材関係情報を提供します。
- 5. 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業** 22 (22) 百万円  
 特用林産物に関する情報の収集・分析・提供、国産特用林産物の競争力の強化に向けた実証、需要拡大と担い手確保を一体的に行う取組等を支援します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1～4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)  
 (5の事業) 経営課 (03-3502-8059)



# ○ 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和3年度補正予算額 31,000百万円】

## <対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等**を支援します。

## <事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

## <事業の内容>

### 1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**  
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備**、拠点事業者と連携する**産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**  
果樹、野菜、花き、茶について、**需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

### 2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

### 3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**  
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**  
全国的な土づくりの展開を図るため、**家畜排せつ物由来堆肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1 ①、2 の事業)	農産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
(1 ②、3 ①の事業)	園芸作物課	(03-6744-2113)
(1 ②の事業)	果樹・茶グループ	(03-6744-2117)
(3 ②の事業)	農業環境対策課	(03-3593-6495)

## <事業イメージ>

### 農業の国際競争力の強化

### 輸出等の新市場の獲得

### 産地の収益性の向上



# ○ 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和3年度補正予算額 31,000百万円】

## <対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等**を支援します。

## <事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

## <事業の内容>

### 1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**  
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**  
果樹、野菜、花き、茶について、**需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

### 2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。

### 3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**  
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**  
全国的な土づくりの展開を図るため、**家畜排せつ物由来堆肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 農業の国際競争力の強化

#### 輸出等の新市場の獲得

#### 産地の収益性の向上

#### 新たな生産・供給体制

農業者と協業する輸出事業者等による貯蔵・加工等の拠点整備、産地の生産・出荷体制の整備

輸出拡大や国内需要の変化に対応した高い労働生産性や、需要に応じた品質の安定生産が実現可能な産地づくりを支援



拠点事業者の貯蔵・加工施設 果樹・茶の改植や新樹形導入

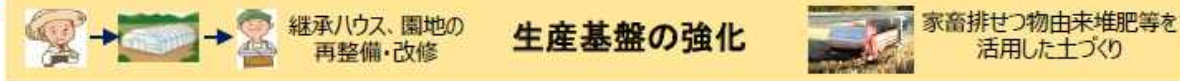
#### 収益力強化への計画的な取組



農業機械のリース導入・取得 生産資材の導入

優先枠の設定  
・スマート農業推進枠【20億円】  
・畑輪作特別枠【6億円】

施設整備  
優先枠の設定  
・中山間地域の体制整備【40億円】  
・農産物輸出に向けた体制整備【10億円】



継承ハウス、園地の再整備・改修 生産基盤の強化 家畜排せつ物由来堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】 (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)  
 (1②、3①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)  
 (1②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)  
 (3②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

# 強い農業づくり総合支援交付金

【令和4年度予算概算決定額 12,566 (14,164) 百万円】

## <対策のポイント>

産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

## <事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万トン〔平成29年度〕→145万トン〔令和12年度まで〕）
- 1中央卸売市場当たりの取扱金額の増加（695億円〔平成28年度〕→719億円〔令和6年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕

## <事業の内容>

### 1. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

- ① 産地収益力の強化  
産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。
- ② 産地合理化の促進  
産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。
- ③ **みどりの食料システム戦略の推進**  
みどりの食料システム戦略に掲げる取組（化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等）の推進に必要な施設の整備等を支援します。

### 2. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

### 3. 生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデル等の育成

- ① 生産事業モデル支援タイプ  
核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。
- ② 農業支援サービス事業支援タイプ  
農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械等の導入を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 【都道府県向け交付金】

産地競争力の強化	<b>A 産地基幹施設等支援タイプ</b> ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等  <b>優先枠の設定</b> a 中山間地域の競争力強化〔12億円〕 b 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化〔12億円〕 c 重点政策の推進〔8億円〕 ※その他、加算ポイントにより、輸入農畜産物の国産への切替え、環境保全の取組等を推進 <b>みどりの食料システム戦略の推進〔15億円〕</b> 1. ①、②のメニューとは別枠で、みどりの食料システム戦略推進のための取組に必要な施設を整備	
	<b>B 卸売市場等支援タイプ</b> ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円	

### 【国直接採択】

モデル等の育成	<b>C 生産事業モデル支援タイプ</b> ・助成対象：推進事業（農業用機械、実証等） 整備事業（農業用施設） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：推進事業5,000万円 整備事業20億円	<p>連携生産者 → 供給調整機能 → 連携産地</p> <p>生産安定・効率化機能</p> <p>実需者ニーズ対応機能</p> <p>【安定供給】</p> <p>農業支援サービス事業体</p> <p>A産地 B産地 C産地</p> <p>産地のニーズに合わせた農業支援サービスを提供（農機シェアリング、データ分析等）</p>
	<b>D 農業支援サービス事業支援タイプ</b> ・助成対象：農業用機械等 ・補助率：1/2以内 ・上限額：1,500万円	

農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)  
 新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)  
 農産局技術普及課生産資材対策室 (03-6744-2111)

# 農業農村整備事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 332,162 (331,737) 百万円】  
 (令和3年度補正予算額 183,200百万円)

## <対策のポイント>

競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、ため池の防災・減災対策や農業用ダムの洪水調節機能強化、集落排水や農道等の生活インフラの整備等を推進します。

## <事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割 [令和7年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備 (農業競争力強化対策)

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等を推進します。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築等を推進します。

### 2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策 (国土強靱化対策)

農業水利施設の更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、農業用ダムの洪水調節機能強化等を推進します。

### 3. 農村整備 (田園回帰・農村定住促進)

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、集落排水施設や農道、地域資源利活用施設の整備等を推進します。

## <事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

## <事業イメージ>

### 1. 農業競争力強化対策

- 大区画化の例
 
- 汎用化の例
 
- 畑地かんがい施設の整備
 

### 2. 国土強靱化対策









### 3. 田園回帰・農村定住促進

- 農業集落排水施設の整備
 
- 情報通信環境の整備 (関連事業)
 
- 農道の整備
 

【お問い合わせ先】 農村振興局設計課 (03-3502-8695)

# 漁港機能増進事業

【令和4年度予算概算決定額 645 (800) 百万円】

(参考：令和3年度補正予算額 (水産業競争力強化緊急事業のうち漁港機能増進事業) 1,000百万円)

## <対策のポイント>

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、「海業」を振興し漁村の活力を取り戻すため、漁港の就労環境改善、安全対策向上・強靱化、資源管理・流通高度化に加えて、新たに漁港ストックの利用適正化、漁港インフラのグリーン化に資する整備を支援します。

## <事業目標>

- 就労環境が改善された漁港の割合を増加
- 機能保全計画に基づき予防保全型の老朽化対策を早期に行う必要がある漁港において対策工事を行った割合を増加

## <事業の内容>

漁港の機能増進を図るため、以下の施設整備等を支援します。

### 1. 省力化・軽労化・就労環境改善施設

浮体式係船岸、岸壁等の屋根、船揚場改良 等

### 2. 安全対策向上・強靱化

防波堤嵩上げ、防潮堤改良、荷さばき所等の電源施設の高架化及び非常用電源の設置、機能保全計画の見直し、災害後の土砂等の撤去 等

### 3. 資源管理・流通高度化施設

岸壁、荷さばき所等の衛生管理設備、出入管理設備、換気・浄化設備、冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備、情報処理設備、密漁等監視施設 等

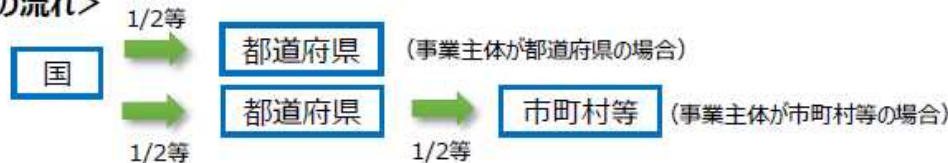
### 4. 漁港ストックの利用適正化施設

- ① 漁港ストックの利用適正化のための総合整備に関する調査、計画策定
- ② 漁港の機能再編のための漁港施設の規模適正化、用地の区画整理・整地 等
- ③ 漁港の有効活用促進のための防波堤潮通し、岸壁改良、用地舗装、陸上養殖用水・排水施設、漁港利用区分施設 (出入管理設備、看板) 等

### 5. 漁港インフラのグリーン化施設

漁港におけるCO2排出削減のための給電施設、再生可能エネルギー利用施設 (太陽光パネル等)、蓄電設備、送電線 等

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

**【安全対策向上・強靱化施設】**

- 高架化による電源施設の浸水対策

**【資源管理・流通高度化施設】**

- 冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備の導入による荷さばき所等の流通高度化

**【漁港ストックの利用適正化施設】**

**【機能再編】**

- 用地の区画整理、整地

**【有効活用促進】**

- 泊地の増深等による漁港での増養殖利用の促進
- 出入管理設備による漁港の利用区分

**【省力化・軽労化・就労環境改善施設】**

- 浮体式係船岸の整備による陸揚げ作業の軽労化

**【漁港インフラのグリーン化施設】**

- 給電施設の整備による漁船、冷凍トラック等のCO2排出削減
- 再生可能エネルギー利用施設による漁港施設のCO2排出削減

【お問い合わせ先】 水産庁計画課 (03-3506-7897)

# 森林整備事業〈公共〉

〔令和4年度予算概算決定額 124,823 (124,663) 百万円〕  
〔令和3年度補正予算額 46,100百万円〕

## 〈対策のポイント〉

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靱化、林業の持続的発展等を図るべく、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林の省力化・低コスト化や幹線となる林道の開設・改良等を推進します。

## 〈事業目標〉

森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均：45万ha）

## 〈事業の内容〉

### 1. 間伐や路網整備、再造林等

- ① 新たな森林・林業基本計画等を踏まえ、再造林や間伐の省力化・低コスト化を促進することにより森林整備を推進し、健全な森林を育成します。
- ② 森林資源が充実した区域等において、路網をバランスよく整備します。
- ③ 幹線林道の開設・改良を支援し、林道の強靱化を推進します。
- ④ 老朽化した橋梁等について、集約化のための林道の改良等と併せた撤去を支援します。

### 2. 大規模地震や豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林の整備

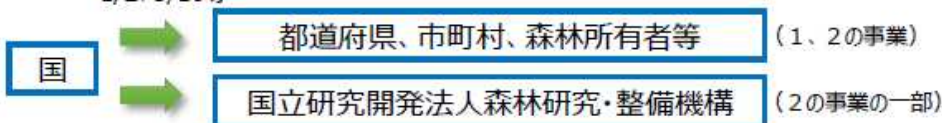
- ① 大規模地震や豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進します。
- ② 重要インフラ施設周辺の森林整備を支援することで災害の未然防止につなげます。

森林環境保全直接支援事業・特定森林再生事業	25,831	(25,729)	百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,633	(2,448)	百万円
林業専用道整備事業	523	(563)	百万円
山村強靱化林道整備事業	2,299	(2,500)	百万円
水源林造成事業	25,261	(25,247)	百万円

※ 林道事業において発注・施工時期の平準化を図るため、当初ゼロ国制度を導入

## 〈事業の流れ〉

1/2、3/10等



※ 国有林においては、直轄で実施

## 〈事業イメージ〉

### カーボンニュートラルの実現に向けた対応

#### ○再造林の省力化・低コスト化を推進

植栽本数や下刈り回数などの減などによる造林の省力化・低コスト化施策に対する支援を強化



再造林の面積の確保



#### ○間伐を推進

搬出間伐の集約要件、保育間伐の年齢要件等の見直し

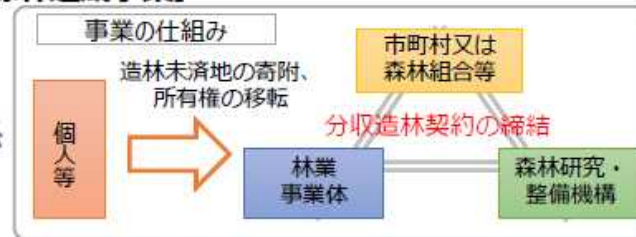


間伐の一層の推進



#### ○造林未済地解消対策【水源林造成事業】

奥地水源林の造林未済地※の解消に向けて、土地所有者が造林未済地を市町村等に寄附することを条件に、森林研究・整備機構が分取造林契約により森林を造成  
※R2までの伐採箇所に限る



### 国土強靱化等に向けた対応

#### ○林道の整備や荒廃森林の再生に向けた間伐等の森林整備を実施

木材輸送の効率化や防災機能の向上に向けた林道の開設・改良等を推進



排水工の設置

・各地の被害森林の再生を推進  
・北海道胆振東部地震の被災森林について奥側に広がるエリアの再生を本格的に推進



北海道厚真町の被災森林

〔お問い合わせ先〕 林野庁整備課 (03-6744-2303)

※ 令和4年度予算概算決定額及び前年度予算額については、デジタル庁計上予算（相当額）を除く。

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

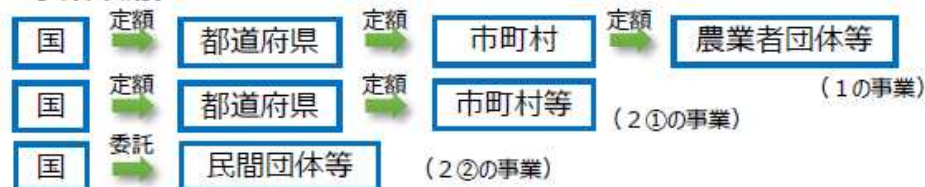
1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,537 (2,360) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
  - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算（令和4年度拡充事項）
  - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動への支援を拡充

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 113 (90) 百万円

- ① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (81) 百万円
  - 都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。
- ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9 (9) 百万円
  - 本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 <sup>注2)</sup> に限り、2,000円を加算。	
有機農業 <sup>注1)</sup>	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
	堆肥の施用	4,400円
	カバークロープ	6,000円
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)
	草生栽培	5,000円
	不耕起播種 <sup>注3)</sup>	3,000円
	長期中干し	800円
	秋耕	800円



- 注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるものではありません。
- 注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。
- 注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）

※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】（令和4年度拡充事項）

有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援  
<交付単価> 4,000円/10a

- ✦ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
- ✦ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

# 環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策

【令和4年度予算概算決定額 6,979 (6,048) 百万円】

## <対策のポイント>

地球温暖化対策などによる持続可能な社会の実現に向け、畜産・酪農における温室効果ガス排出の削減と持続可能な畜産経営の確立を図るため、酪農・肉用牛経営が行う温室効果ガス削減の取組を支援します。

## <事業目標>

酪農・畜産に起因する環境負荷の軽減（温室効果ガス削減量：28万t（CO<sub>2</sub>換算）〔令和13年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）

飼料作付面積を確保しながら温室効果ガス排出削減に取り組んでいる酪農・肉用牛経営に対し、交付金を交付します。

#### ① 対象者の要件

- ア 温室効果ガス排出削減に取り組んでいること（右の取組を実施）
- イ 飼料作付面積が北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上（iの取組を除く。対象牛の月齢は、酪農、肉用牛の実態にあわせて設定）

#### ② 交付金単価

- iの取組： 2,000円/トン（青刈りとうもろこし等（拡大分））  
800円/トン（牧草（拡大分））
- iiの取組： 15,000円/ha\*
- iiiの取組： 45,000円/ha\*
- ivの取組： 2,000円/頭

※ iiとiiiの取組は、作付面積の拡大に伴う効率化を考慮し係数を乗じて交付  
【係数】 200ha超400ha以下の部分：1ha×1.1  
400ha超の部分：1ha×1.2

### 2. 環境負荷軽減型持続的生産支援推進

1の事業の実施のための推進活動、要件確認、事業効果の測定等を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 酪農

番号	取組内容
i	輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換【追加部分】 ・ 耕種農家と連携して水田における自給飼料の生産を拡大（飼料用米、稲WCSは対象外） 注1）1経営体当たり540トンまでを対象（青刈りとうもろこし等の場合）
ii	飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減 ・ 以下の取組から2つを実施 1) 放牧（飼料作付地等で放牧を実施） 2) 不耕起栽培（不耕起栽培による飼料生産） 3) 消化液の利用（バイオマス発電等から発生する消化液を利用した飼料の生産） 4) 化学肥料の削減（化学肥料を削減した飼料の生産） 注2）酪農のみ、時限的に農業削減、スラリーの土中施用、国産副産物の利用、草地のポンポイント更新技術の活用の実施を認める
iii	有機飼料の生産 注3）iiとの重複交付は不可
iv	牛からのメタンガス排出の削減【追加部分】 ・ 脂肪酸カルシウムの給与 注4）1経営体当たり100頭を上限、1年限り

### 肉用牛【新規】

番号	取組内容
i	輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換（上記iと共通）
ii	飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減 （上記iiと共通。ただし放牧の期間は、肉用牛の放牧実態にあわせた要件を設定） 注5）1経営体当たり10haまでを対象
iii	有機飼料の生産 注6）iiとの重複交付は不可

【お問い合わせ先】 畜産局企画課（03-3502-0874）